

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

となみウィンターファンタジー

冬の味覚販売やステージショー、打ち上げ花火など盛り沢山!

イルミネーション点灯期間は12月25日までです。

▶とき 12月5日(土)

午前11時~午後7時

▶ところ 道の駅みさわ斗南藩記念観光村

☎三沢市先人記念館 ☎93009



寺山修司の60年代

『60年代は、ガラクタばかり。そして、60年代とは、ガラクタのもっとも光り輝いていた時代でもあったのだ。』
疾風怒濤の60年代を駆け抜けた若きテラヤマの日々、その軌跡をご覧ください。



▶とき 開催中~平成28年3月31日(木) 午前9時~午後5時

▶ところ 寺山修司記念館

☎寺山修司記念館 ☎93434

六ヶ所村

ふるさと新鮮朝市

とれたて野菜や新鮮な海産物、それらを使った加工品などを販売します。

▶とき 11月14日(土)午前7時~

11月28日(土)午前8時~

▶ところ 泊町内会事務所駐車場 (14日)

スワニーイベント広場 (28日)

☎六ヶ所村商工会 ☎0175-2331

おいらせ町

トキ♡メキ街コンinおいらせ ~めぎせ! 二人のHoly Night2015~

立食形式の集団お見合いパーティーです。

▶とき 12月5日(土)午後6時~

(受付時間:午後5時30分~)

▶ところ イオンモール下田 2階
イオンホール

▶参加条件 20歳~40歳代の未婚者

▶参加人数 男性50人/女性50人

▶参加費 男性5,000円/女性2,000円

☎おいらせ町婚活イベント実行委員会事務局 (田中) ☎090-4818-8749

あなたの街の法律相談



~第22回~

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「筆界特定制度」についてです。

☎まちづくり支援課 ☎6777

Q) 隣に住む人と土地の境界のことでもめています。最近になって、長年私が私の土地だと思って使っていた場所に、隣の人が物を置き始め、そこまでが自分の土地だと言いはじめました。もともとの境界線がどこだったのかについて争いになってしまいました。何かいい解決方法はないでしょうか。

A) 筆界特定制度を利用するといいでしよう。「筆界」とは、ある土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた線、つまりその土地が他の土地から分離されるなどして最初に登記された際に隣接地との境界線とされた線のことです。筆界特定制度はこの「筆界」を現地において特定する制度です。

Q) 筆界特定制度を利用すると、どのようにして「筆界」が特定されるのですか。

A) 筆界調査委員という専門家が土地の現地調査、測量などさまざまな調査を行います。また、関係する資料を検討し、当事者の意見も参考にしつつ、法務局の筆界特定登記官に意見書を提出します。筆界特定登記官は、この意見書の内容を踏まえ、隣接する土地の「筆界」を、図面を用いて特定します。また、特定された「筆界」を示すため、現地には杭など目印となるものを設置します。

Q) 筆界特定制度を利用するためにどうしたらいいでしょうか。

A) 対象となる土地を管轄する法務局の筆界特定登記官に対し、筆界特定申請書を提出します。申請書には、対象となる土地と関係する土地の所在、それぞれの土地の名義人、筆界特定を必要とする理由、当事者双方の言い分などを記載し、土地の登記事項証明書や地図などの関係資料を添付します。

Q) 筆界特定について詳しく知りたいのですが。

A) 筆界特定の申請や相談については最寄りの法務局、または土地家屋調査士、司法書士、弁護士などの専門家に相談するといいでしよう。
(文責・弁護士 橋本 明広)
弁護士法人青空と大地 ☎25162